

6 援助の種類と令和7年度支給実績額（年額）

支 給 費 目	生 活 保 護	生 活 保 護 以 外	小 学 校		中 学 校		※1 ※2 支給時期 (各月の月末頃)
			義務教育学校	前期課程	義務教育学校	後期課程	
			1年生	2～6年生	1年生 7年生	2～3年生 8～9年生	
就学奨励費（学級費等）	×	○	6,000円 (月500円)		9,000円 (月750円)		7月、11月、3月
学用品費・通学用品費	×	○	11,630円 (月969円) (4月のみ971円)	13,900円 (月1,158円) (4月のみ1,162円)	22,730円 (月1,894円) (4月のみ1,896円)	25,000円 (月2,083円) (4月のみ2,087円)	7月、11月、3月
新入学児童生徒援助費※3 (入学前に支給を受けた方の重複支給はありません)	×	○	57,060円	—	63,000円	—	入学前3月 または7月
校外活動費（宿泊あり）	×	○	実費		実費		学校からの報告後
校外活動費（宿泊なし）	○	○	実費		実費		学校からの報告後
修学旅行費	○	○	—	実費(6年生)	—	実費(3年生) (上限あり) ※4 班別行動 費は定額支給	学校からの報告後
通学費 (片道の通学距離が小学生で4km、中学生で6km以上、かつ公共の交通機関を利用したときの費用)	×	○	実費		実費		学期毎
体育実技用具費 (中学校の授業で使用する柔道着)	×	○	—		実費（上限あり）		学校からの報告後
卒業アルバム代	×	○	実費(6年生)（上限あり）		実費(3年生)（上限あり）		3月
学校給食費	×	○	現物給付※5		現物給付※5		
医療費※6	○	○	医療券を交付		医療券を交付		医療機関受診時

- ※1 就学援助制度は、認定された方に上記の就学援助費を支給する制度です。就学援助費は、上記の表の支給時期になりましたら、指定された保護者名義の口座に振り込みます。なお、学校に納付する費用は、学校の指示により納めてください。
- ※2 年度途中で認定になった方は、認定期間に応じた金額を支給しますので、上記の表の金額より少なくなります。また、認定日以前に生じた費用に対する支給はありません。
- ※3 「新入学児童生徒援助費」の対象は、4月に認定となった小学校（義務教育学校）1年生と中学校1年生（義務教育学校7年生）のみとなります。ただし、前年度3月に支給された方は対象外となります。
- ※4 令和8年度より中学校3年生の修学旅行費は実費支給（上限：10万円）となります。
班別行動費は定額支給となります。（半日：500円 一日：1,000円 （上限2,000円））
- ※5 令和5年度から学校給食費が無償になったため、支給はありません。
- ※6 「医療費」は、学校保健安全法で定められた疾病（むし歯、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、はくせん、かいせん、膿かしん、寄生虫病）にかかり、学校から治療の指示があったときに、その治療費（保険診療の自己負担相当分）を援助します。該当される方は、学校から市川市就学援助（医療費）について（お知らせ）と申請書が配付されますので、申請書と所定の添付書類とともに教育委員会に提出してください。申請後に交付する「医療券」を医療機関に提出すると、無償で受診することができます。

保護者の皆様へ

令和8年度に就学援助の認定を受けている方は、
令和8年度中は改めて申請する必要はありません。

就学援助制度のお知らせ
【令和8年度】

義務教育に必要な費用を援助します。

市川市では、

経済的に困りの保護者の方に、小・中・義務教育学校の学用品費などの
一部を援助しています。

希望される方は、学校に申請してください。《但し、所得の制限があります》

現在、就学援助の認定を受けている方も、毎年度申請手続きが必要です。

市川市教育委員会 学校教育部 学校運営支援課

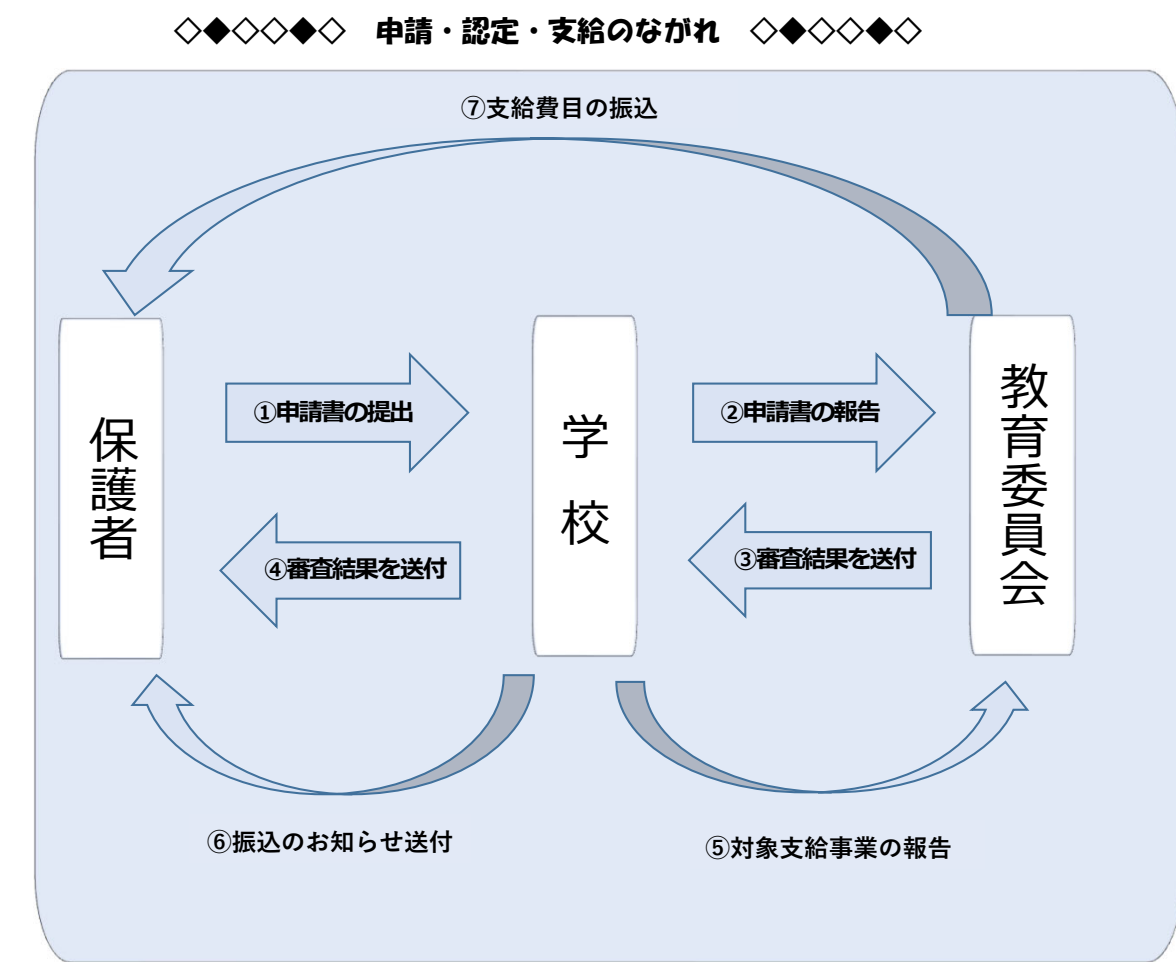
☎ 047（704）0256【直通】

1 対象となる方（市川市に居住し、下記(1)または(2)に該当される方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護は受けていないが経済的に困りの方
- 例として、市民税が非課税である、児童扶養手当を受給している、所得が少ない など

◆所得が少なく、右記 主な申請事由が7番の対象となる世帯の所得限度額の目安◆		
※()内は給与収入の場合		
世帯構成		所得限度額目安
例 1	母 ・ 子 (32歳) (小1)	約260.3万円 (約380.7万円)
例 2	父 ・ 母 ・ 子 ・ 子 (35歳) (32歳) (小1) (4歳)	約348.0万円 (約490.3万円)
例 3	父 ・ 母 ・ 子 ・ 子 (45歳) (42歳) (中1) (小4)	約380.3万円 (約530.7万円)
例 4	父 ・ 母 ・ 子 ・ 子 ・ 子 (45歳) (42歳) (中2) (小3) (5歳)	約402.7万円 (約558.7万円)

- ※ 上表の所得限度額はあくまでも目安です。世帯構成によって所得限度額は変わります。
- ※ 所得（収入 — 必要経費）は、給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」にあたり、事業所得者の場合、所得税の確定申告書の「所得金額」の「合計」にあたります。
- ※ 所得限度額は世帯全員の所得を合算した額となります。住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含めて審査します。



※ 上記、申請・認定・支給のながれは予定です。実際とは、異なる場合があります。

2 申請の方法 ※児童・生徒1人につき1枚の申請書が必要です。

- (1) 申請書の記入
- 申請書は各学校の事務室で配付しています。また、市公式webサイトから様式をダウンロードすることも可能です。記入例を参考に必要事項を記入し、下記の表を参考に申請理由に応じた必要書類を添付してください。

主な申請事由		添付書類	
1	生活保護を受けている方	必要ありません	
3	市民税非課税の決定を受けた方 ※世帯全員が非課税の場合です。一人でも違う場合は、7番の申請となります。	市県民税非課税証明書（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。 ※未就学児・小・中・高校生は提出不要。 ◎市川市では、就学援助申請のための市県民税非課税証明書の交付手数料は「全額免除」となります。	
4	国民年金保険料が全額免除された方 ※世帯全員が全額免除の場合です。一人でも違う場合は、7番の申請となります。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。	
5	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し	
6	生活福祉資金の貸し付けを受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し（貸付決定日が令和8年1月以降のもの）	
7	上記1～6に該当しないが 経済的に困りの方 ※ 令和8年1月1日時点で市川市にお住いの方は収入を証明する書類は不要です。 ただし、市県民税課税台帳で確認出来ない場合には、他の書類のご提出を依頼させていただく場合があります。	令和8年1月1日時点で市川市「以外」にお住いの方のみ	◎前年の収入状況を証明する書類（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。 ①令和7年分給与と所得の源泉徴収票の写し ②令和7年分公的年金等の源泉徴収票の写し ③令和7年分所得税の確定申告書の写し（一・二表） ④令和8年度課税証明書（令和8年6月以降に発行）等のいずれか

3 提出方法

- ◇ 通学する学校の事務室へ提出してください。

4 提出期限

- ◇ 申請は随時受け付けています。
- 各月の15日までに申請した場合は申請月の1日から、16日以降に申請した場合には、申請月の翌1日から援助を受けることができます。
遡っての申請は出来ません。
令和9年3月15日が今年度の最終提出期限となります。

5 審査の結果のお知らせ（申請された方全員にお知らせします）

審査結果は学校を通じてお知らせいたします。お知らせの時期は、申請を受けてから約1～2ヶ月後になります。

※審査の際、記載内容の漏れ・書類の不備等があった場合は、審査の結果が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。